

鉄道総研特許の役割

【概要】

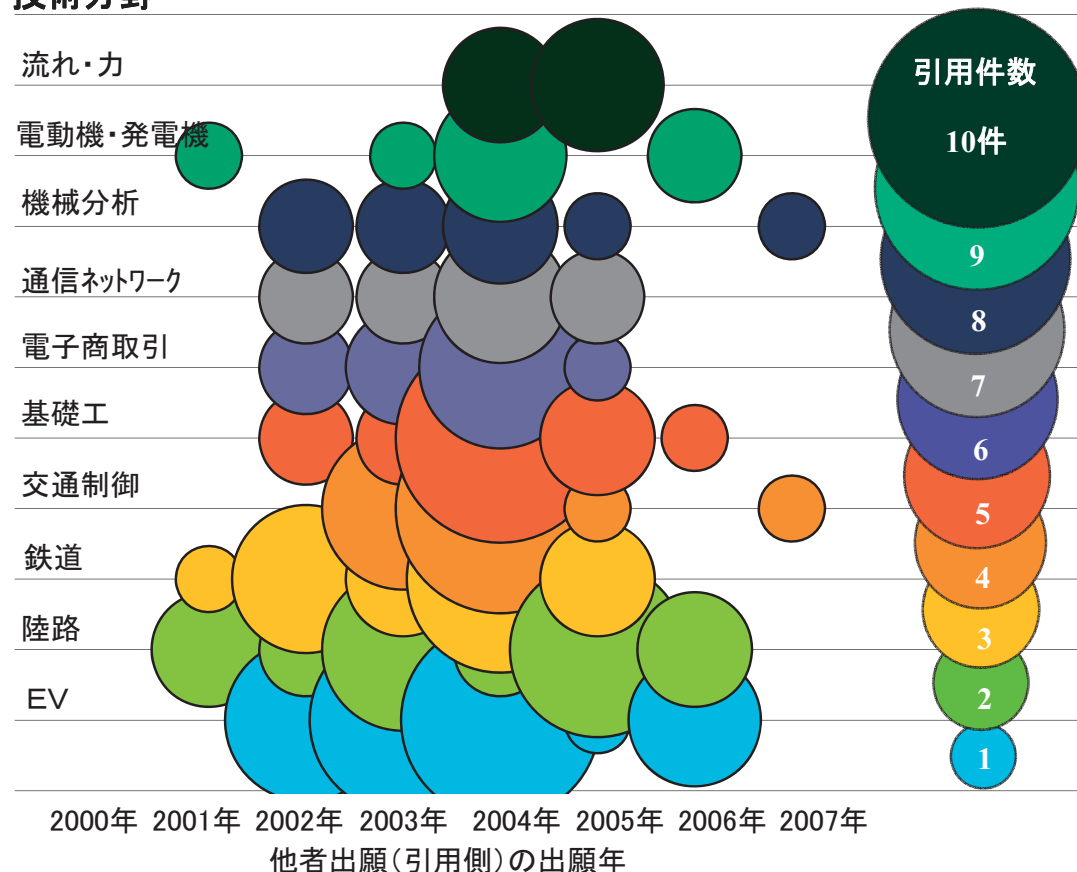
鉄道総研の研究開発成果(発明)は、他者に先んじて特許化するように努めています。特許出願の意義は、研究開発成果の公的な認知を受けて権利化することにあります。他者特許の成立を阻止することも大切な役割のひとつです。

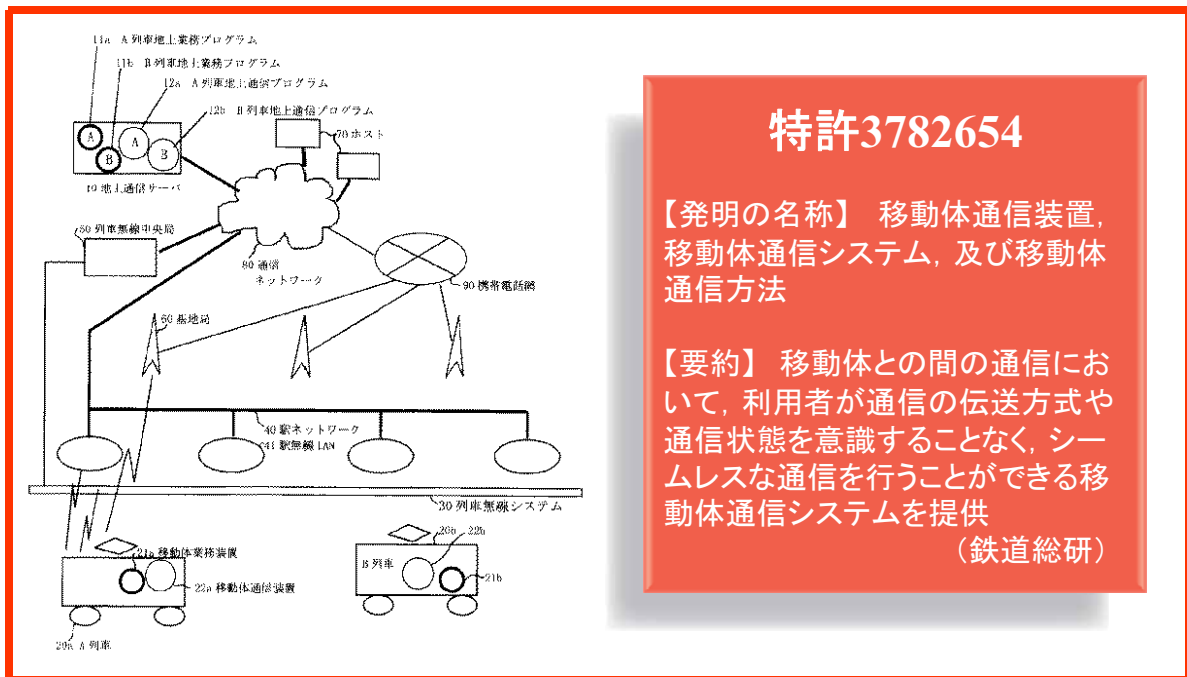
【特徴】

2000年以降に鉄道総研が出願した特許のうち、審査の際に、他者特許の成立を阻止する根拠として引用されたものを、分野別に表したものが下図となります。(他者の出願は2000年以降に審査が行われ、かつ、2003年7月以降に拒絶理由通知が発送されたもの、鉄道総研の特許文献は、鉄道総研が筆頭出願人で、出願日が2000年以降であるものに限りします。)

技術分野

特許庁：特許戦略ポータルサイトより引用





特許3782654

【発明の名称】 移動体通信装置、移動体通信システム、及び移動体通信方法

【要約】 移動体との間の通信において、利用者が通信の伝送方式や通信状態を意識することなく、シームレスな通信を行うことができる移動体通信システムを提供
(鉄道総研)

上記の特許が拒絶理由通知に引用された例

特開2006-080782

【発明の名称】移動体通信システム(M社)

特開2003-319073

【発明の名称】通信方式管理装置、通信方式管理方法、通信方式管理プログラムおよび記録媒体(ND社)

特開2004-173179

【発明の名称】長距離列車内のネットワーク接続サービスおよびコンテンツ提供のシステムおよびそれを用いた方法 (NE社)

特開2005-159873

【発明の名称】移動体通信装置(M社)

特開2005-136685

【発明の名称】情報通信システム、移動体、情報通信方法 (O社)

特開2006-261257

【発明の名称】通信機器用の接続装置 (S社)